

福祉教育実践の

ヒント



社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」

はじめに

【ねらい】

本書は、埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員（以下、推進員）の活動を紹介するとともに、県内に拡がる福祉教育の多様な姿や、他の福祉教育実践者、社協、その他団体・機関による福祉教育の実践例を紹介しています。

実践者の思いや工夫、福祉教育の効果、活動の拡がり等を紹介することで、福祉教育に対する皆様のイメージが拡がり、福祉教育の取り組みが学校だけでなく、地域においても多様な形で展開されることを願っております。

【活用方法】

以下の場面において、実践の参考としてご活用ください。

- ①これから福祉教育の担い手として活動される方に対する講座・研修の場面
- ②既に活動されている方に対するフォローアップの場面

【本会の取り組み】

埼玉県社会福祉協議会では、地域において福祉教育の推進役となる人材を育成するために、平成12年から22年にかけて推進員養成研修を実施してきました。ボランティアをはじめとして、社協職員、学校の先生、障害のある当事者の方、社会福祉施設職員など、多くの方が推進員として県内における福祉教育活動に取り組んでいます。

本書の作成にあたり、取材や資料提供に多大なご協力をいただきました実践者並びに各関係機関の皆様、また、テキストとして研修資料の掲載をご快諾いただきました十文字学園女子大学の佐藤陽准教授に深くお礼申し上げます。

埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員とは

埼玉県社会福祉協議会では、地域において福祉教育の推進役となる人材を育成するため、平成12年～22年にかけて推進員養成研修を実施してきました。

(1) 推進員養成研修実施期間

平成12年～22年

(2) 推進員養成研修内容

研修後の活動内容に合わせ、3コースに分けて実施（18年度以降※）

- ① 基本コース（全7日間）
- ② 学習支援コース（全3日間）
- ③ 地域支援コース（全5日間）

※17年度以前は、全5日間日程で実施

(3) 推進員の役割

- ① 学校の「総合的な学習の時間」を中心に、子どもに対する福祉教育の支援
- ② 市町村社会福祉協議会が行う、福祉教育研修やボランティア講座などの企画、講師、運営等を行い、市町村社会福祉協議会事業の充実を図る
- ③ 自身が所属する組織（学校、ボランティアグループ、社会福祉協議会、施設など）で、福祉教育推進のリーダーとなる
- ④ 近隣住民に対するアドバイザーとして、福祉教育の普及、啓発を図る
- ⑤ 関係機関が連携をする際の核となる
- ⑥ より豊かな福祉教育プログラムを開発する

(4) 推進員認定実績

- ① 推進員認定者数：837人
- ② 推進員を推薦した社協数：43社協（県社協を含む）

(5) こんな人たちが推進員として活動しています

- ・ボランティア
 - ・社協職員
 - ・学校の教員
 - ・福祉施設職員
 - ・社会教育機関関係者
 - ・福祉サービス利用者
- など

県域及び市町村域において、「あったかウェルねっと※」をはじめとした推進員の団体やグループが立ち上がり、活動しています。

※「彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク」

目 次

1 クローズアップ！ この人に聞く	2
2 ピックアップ！ あなたのパートナー “社協”	10
3 実践ア・ラ・カルト	12
4 NEXT STAGE！ 推進員活動の拡がりマップ	14
5 福祉教育テキスト(平成21年度埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修資料より) (1) これまでの福祉教育の実践について	18
(2) 現在の福祉教育の課題とその実践方策について	22
6 参考資料	
【資料1】 埼玉県社協における福祉教育事業の展開.....	30
【資料2】 埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員について.....	32

1 クローズアップ！ この人に聞く

子どもたちに“楽しい”思い出を残せるように

あくしま とくこ
福島 都久子さん

三芳町在住。点訳サークルとんとんに所属。

主な活動

- 福祉教育・ボランティア学習推進員
- 三芳町ボランティア連絡会役員
- 生活支援員（福祉サービス利用援助事業）
- （H22）三芳町地域福祉活動計画策定委員
- （H22～）三芳町小地域福祉活動推進委員



学校での福祉教育

「楽しく」をモットーに 一点字教室—

学校での福祉教育を始めた当初は、点字の説明や当事者の方の講話など、いろんなプログラムを詰め込んでいたという点字教室。

今では、最初から子どもたちに点字を読んで、打ってもらうことで、点字の楽しさを伝え、点字を通した視覚障害者の方とのふれあいを大切にしています。



◀点字の楽しさを通して、地域や身近にある点字への意識につなげています。

▶視覚障害者の熊谷さんに点字でメッセージ。「どこに住んでいるの？」「学校の近くだよ」点字を通して、2人の会話（ふれあい）が展開します。





福祉教育としてのポイント！子どものまわりにいる人も変わる

①子どもの親にも影響が

- ・福祉まつりで点訳サークルのブースに子どもたちが来てくれるようになりました。一緒に来た親も点字に興味を持ってくれます。
- ・点字教室での子どもたちの一生懸命な様子を伝えると、「本当にこの子がやっていたんですか？」と我が子の新たな一面を知って驚く親もいました。「もっと子どもを信じてみようかな」と言ってくれた時は、子どもを通じて親も変わることを実感し、とても嬉しかったです。

②教員の意識も変わった

- ・最初は、学校からの依頼も「お任せ」のような感じのものが多かったのですが、最近では具体的に目的や内容を示してくれるようになりました。教員も福祉教育を通じた子どもの変化を感じているのだと思います。

こんなことありました…福島さんのウラ話

私も子どもの時に一度だけ経験しました

昔、キリスト教系の小学校に通っていて、日曜学校で点字教室を一度だけ受けました。その時、まわりの友達のように要領よく点字が打てず、点字の感触とかを楽しむことができなかったんです。かえって「もっと打ってみたい」という思いがずっと心に残り、大人になって点訳ボランティアを行う一つのきっかけになりました。

子どもの時の一度の経験が、福島さんの原体験になっています。子どもたちが一生懸命点字を打ち、熊谷さんとのコミュニケーションを楽しむ。それがほんの一時間でも、子どもにとって印象に残り、生活や人生を変える出来事になり得ることを、福島さんは経験しているのですね。

■生活支援員(福祉サービス利用援助事業)

こんな活動もしています！

認知症や知的、精神障害を抱える方の日常生活を支える生活支援員。三芳町社協の勧めで、福島さんは生活支援員としても活動しています。利用者との面談において、時には「死んでやる！」と言わたりするなど、思わず展開になることもあるそうですが…。

利用者のことを本気で考え、本気でかかわることを学びました。時には真剣に怒ったり、手を握って安心させたり…。かかわる時だけが良ければいいのではなく、その人の「人生」を捉えて考えます。生活支援員の仕事が大変とは思いません。利用者を受容し、利用者からも信頼される、その相互関係の中で、私自身も素直になれる気がします。

学校での子どもたちとの一期一会のふれあい。そして、生活支援員としての利用者との一対一のかかわり。それぞれの体験の中で、福島さん自身も学びや気づき、嬉しさを積み重ねながら、人とかかわることの楽しさ、大切さを伝えています。

人の出会いが私を変えた

木野 登紀子さん

毛呂山町在住。あつたかウェルねっとに所属。

主な活動

- 福祉教育・ボランティア学習推進員
- 視覚障害者団体「いどばた」管理人
- ライブ音声ガイドボランティア「声なびシネマわかば」代表



地域での福祉教育

“あつたらいいね”を実現する「いどばた」

「人や社会とかかわりたいと思いながらも外に出られず、引きこもっている視覚障害の仲間が沢山いる」そんな問題に目を向けた木野さんは、視覚障害者が気軽に参加できる「いどばた」を開催しています。



◀決まった行事ではなく、参加者の意見でプログラムを決めて、みんなで実施している。参加者は20代~80代の方まで幅広い。



▶近況報告、散策、忘年会、行事への参加など、内容は多彩！



◀触地図、黒地に白く書かれたカレンダー、脱いだ靴が離れ離れにならないように留めておく洗濯バサミなど、生活便利グッズの情報交換・作成もしています。



福祉教育としてのポイント！いどばたでの約束事

①相手を否定しない、排除しない

- ・参加したい人は誰でもOK。相手の話はよく聞き、否定・批判はしない。
- ・時間は対等に、みんなが平等に話せる時間を配慮する。

②一人一人が自立した主人公

- ・自立した障害者を目指し、できることは自分で行い、できないことだけサポートしてもらう。
- ・やりたいことは何でもチャレンジ！但し、自分で決めたことは責任を持って行う。

こんなことありました…木野さんのウラ話

いどばたを始めたきっかけ

実は、推進員になった当初は、学校での福祉教育を頑張ろうと思ったのですが、学校側が事前の調整に応じてくれず…。そのうち「木野さんに頼むと面倒だから」と学校から依頼が来なくなりました。その時、自分は何をしたいか改めて考えたんです。それが、同じ視覚障害者の問題に目を向け、いどばたを立ち上げるきっかけになりました。

学校での福祉教育ができないことで終わるのではなく、当事者の問題に目を向けた木野さん。このことが、地域での福祉教育実践につながりました。ちなみに、現在では、毛呂山町社協の協力や学校側の理解も広がり、学校での福祉教育も実施しています。

■ライブ音声ガイドボランティア

「最新の映画を（ライブ音声を付けることで）リアルタイムに観たい」いどばたの中で参加者から出た声をきっかけに、木野さんが映画館「シネプレックスわかば」の支配人に交渉。副音声の許可を得て、ライブ音声ガイドが始まりました。社協の協力により、音声ガイドのボランティア養成講座も行っています。

推進員やガイドヘルプの仲間、そして社協など、皆さんの協力があったからこそできたことです。

福祉教育を通じたいろんな人との出会いが、それまで普通のおばさんであった私を変えてくれました。

福祉教育は教えるものではなく、共に学び、一緒に何かをすること。ぜひ、自分以外のことや地域にも関心を寄せてほしいです。

こんな活動につながいました！



課題やニーズがあったら、その解決に向けてみんなで取り組む。木野さんの実践はいろんな人と協力し、力を合わせながら、これからも進んでいきます。

日常の中に“福祉”があることを知つてほしい

木村 房枝さん

川越市在住。「グループしゃばん玉」に所属。

主な活動

- 埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員
- 「傾聴ボランティアくちなし」代表
- 「大東ボランティアしらこばと」副代表
- 認知症サポーター養成講座キャラバンメイト など



学校での福祉教育

みんなで実演！ 一寸劇を通した認知症理解ー

認知症について、脳の状態を新聞紙や手袋を使って説明したり、お年寄りがいる家庭での日常生活の出来事を寸劇で見せる…。木村さんが所属する「グループしゃばん玉」では、子どもたちにもわかりやすい形で、認知症に対する理解を広めています。



◀記憶のつぼ（網）に、情報（赤い玉）
が入っていく脳内の様子を再現



▶おばあちゃん「ご飯まだかい？」
お父さん「さっき食べたばかりだろう？」



◀実演の様子。認知症のおばあちゃんの
手を触れながら接してみよう。



福祉教育としてのポイント！一人一人の“福祉”を見つける

①子どもも教員も楽しく実演！

- 最初に家族の対応が悪い例と良い例を見せて、「君ならどうする？」と投げかけた後、グループごとに生徒みんなで実演します。教員にも入ってもらい、楽しみながら行うことで、ふだん高齢者とのかかわりがない生徒でも、気軽に実演できます。
- 実演後、それぞれの対応がどうだったか、みんなで振り返ります。「こうした方がいいのでは？」といった意見を通して、対応の仕方が必ずしも1つではないことをみんなで共有しています。

②暮らしの中にある福祉を伝える

- 授業の最後に、認知症の方だけでなく、ふだんかかわる家族や友達に対しても優しく接する大切さを伝えています。「日常の中で当たり前に行っていることに福祉がある」ということを伝えていきたいです。

こんなことありました…木村さんのウラ話

父を介護している時は、私も理解できていなかった…

30代の頃、認知症になった義理の父の介護をしました。当時は、周囲から介護の大変さを理解されず、父には「こんなに介護しているのに！」と腹を立てることも…。介護者としての苦労はわかっても、父のことはきちんと理解できなかつたんです。その後、ボランティア活動や福祉教育を通して、いろんな高齢者がいること、相手を理解することを学びました。今でも、当時を振り返ると「ああ、あの時、父はこう思っていたんだなあ」と気づくことがあります。

誰でも、最初から相手をきちんと理解できるとは限りません。木村さんのように、いろんな経験を積み重ねた後、振り返ってみて、はじめて気づくことも沢山あります。人とのかかわり、相手を理解すること、ともに生きることは奥深いですね。

■傾聴ボランティア

こんな活動もしています！

木村さんが所属する「傾聴ボランティアくちなし」では、施設で生活する高齢者だけでなく、一人暮らしの方を対象に傾聴活動を行っています。

地域には一人で孤独に暮らしている人がいるという現状があります。傾聴ボランティアの利用者の中には、訪問すると「2週間振りに声を出した」という方も…。ボランティアだけでなく、「隣近所の付き合い」という身近なかかわりが大切だと感じます。そして、それが地域における福祉教育実践の一つであると思います。

学校で子どもたちに人とのかかわりの大切さを伝え、地域で高齢者を支える。木村さんの実践は、子どもから高齢者まで、一人一人が地域でともに生きるための営みにつながっています。

地域でともに暮らしていくために

あおかど ゆうこ
大門 裕子さん

羽生市在住。知的障害児サークル「マーブル」所属

主な活動

- 知的障害児サークル「マーブル」代表
- (H23) 羽生市地域福祉計画策定委員
- 「知的障害児(者)羽生市愛の会」会長
- 埼玉県障害者スポーツ指導者協議会初級指導員 など



地域での福祉教育

地域とのつながりを作る －知的障害児サークルでの活動－

「障害をもつ子どもたちの存在を地域の人に知ってほしい」「障害に関する知識や情報を多くの仲間と共有したい」「子どもの交流・余暇活動を充実させたい」そんな思いのもと、大門さんは知的障害児サークル「マーブル」を結成。子育てサロンなどの活動を行っています。



大門さんの息子さんは「てんかん」からくる発達遅滞の障害を抱えています。



◀子どものボランティアサークルや、大学生など、若い人たちも交流活動に参加してくれます。



福祉教育としてのポイント！地域で暮らす、支える

①子どもが地域で知られる存在に

- ・子どもに名前を呼んで声をかけてくれたり、てんかんの発作で暴れても、過度に反応せず「この子はこういう子なんだな」と温かく見守ってくれる地域の人が多くなりました。障害者に対する周りの目がやわらかくなってきたと感じています。

②親同士の支え合い、学び合い

- ・学校や学年が異なると、同じ地域に住んでいても、お互いの存在を知らない場合が多くありました。「マーブル」を通じて保護者同士のつながりを作り、子どもたちの障害や環境について有効な情報（療育、就学、就職など）を共有することで、少しでも不安を解消し、障害に関する部分だけでなく、いろいろなことへの興味や選択の幅が広がるきっかけ作りとなるよう取り組んでいます。

こんなことありました…大門さんのウラ話

私もボランティアの皆さんから学んでいます

交流活動の時、自分の子どもが落ち着きなかったので「ちゃんとしないとダメ」と注意したら、ボランティアの方が「もっと遊びたかったんだよね」と子どもに声をかけたんです。その時、周りの人と同じ動きをさせようと、子どもを押し付けていた自分に気づかされました。子どもの感情や支援に対するボランティアの視点が、母親の私にとって「気づき」になることが多いです。

ボランティアだけでなく、ボランティアをされる側の人にとっても気づきや学びがある体験学習や交流活動。まさに、「共に学ぶ」福祉教育の営みです。

■共学支援プログラムへの協力

こんな活動もやっています！

羽生市社協では、すべての子どもが共に地域で学ぶための支援プログラム事業（共学支援プログラム）として、小学4年生から大学生までの学生が参加するボランティアグループ等の協力を得て、障害児との交流体験を実施しています。そこでは、「マーブル」も企画・参加に協力しています。

若い人たちも交流活動に参加してくれるのが嬉しいです。障害のある子どもたちにとって、同じ世代の人と交流することは、学校を卒業後、地域で暮らしていく上で大事な経験になります。親がいなくなっても子どもが安心して暮らせるようにしていきたいですね。



障害のある人だけでなく、そのまわりの人やともに暮らす地域の人が、安心して楽しく生活するために、大門さんの活動は続きます。

2 ピックアップ! あなたのパートナー“社協”

県内の市町村社協では、プログラムの企画、講師派遣、福祉用具の貸出など、学校や地域での福祉教育に取り組んでいます。ここでは、福祉教育の実施にあたり、「場所」「協力者」「協力機関」「推進員」について、ちょっとした工夫をしている社協をいくつか紹介します。

■お店の中で擬似体験

志木市社会福祉協議会

場 所

志木市の小中学校では、2学期に車いす・アイマスク、手話などの体験授業を受け、3学期には自分が関心を持ったテーマについて調べ学習することになっています。

ある日、アイマスク体験に 관심を持った小学生7～8名が、社協とボランティアの協力のもと、駅周辺でアイマスク体験を実施。学校で体験するのとは違い、コーヒーやカレー屋さんなどが並ぶ駅前では、店の前を通るたび「あっ、あの店だ！」と子どもたちの嗅覚も働きます。

また、デパートの協力のもと、店内での体験も実施。ハンカチや傘などの手触りを確かめながら、ガイドヘルプ役に「これはどんな色？」と聞きます。

店員も「どういった商品をお探しですか？」と対応。自分が販売する商品を目の見えない方にどう伝えるか、考える機会になったそうです。



買い物という日常生活の中でのアイマスク体験と、障がいのある方への接客。子どもと店員にとって、お互いに学びの多い経験になりました。

■保護者や学校応援団と一緒に

本庄市社会福祉協議会

協力者

本庄市社協では、学校での福祉教育の実施にあたり、推進員だけでは限りがあるため、保護者や学校応援団に協力していただけるよう学校に依頼しています。学校からの依頼を通じて、毎回、5～10人ほど参加し、学校からは「身近な人が来てくれることで、安心して体験に取り組めた」という感想も寄せられています。

また、「家に帰ってから子どもと一緒に体験を振り返った」という保護者の感想もありました。

保護者や地域の人に参加協力してもらうことで、学校での体験以外にも、福祉教育が拡がっていきます。



■支部社協を中心とした活動

白岡町社会福祉協議会

協力機関

白岡町にある6つの支部社協（小学校区単位）では、学校との連携により、地域や学校において、いろんな形で子どもと地域の高齢者との交流が図られています。

【学校との連携による事業例】

- ・小中学生が作った手打ちそばを地域の高齢者に配食
- ・小学校で行われる昔の遊びの講師として参加
- ・高齢者の懇親会を小学校で実施
- ・地域の方を授業参観に招き、一緒に給食会を実施

また、一部の支部社協では、住民を対象に防犯講話などの地域学習会を行うなど、子どもや地域住民を対象に、学校や地域をフィールドとした活動が展開されています。



■「福祉教育」とことん議論

東松山市、嵐山町社会福祉協議会

推進員

「福祉教育を通じて、私は何を伝えたいのか?!」「当事者＝講師、その他の人＝サポーターなのか?!」「学校での取り組みだけでいいのか?!」…。

こんな疑問を出発点に、東松山市と嵐山町の社協で合同開催している推進員の定例会で「自分の考える福祉とは」「推進員として何を伝えたいのか」を、一人一人が作文にして、議論しました。

「クラスメイトのいじめを解決したくてもできなかった」「障害を受容するまで葛藤があったが、他者への感謝の思いも生まれた」…。それぞれが自分の人生の中で、福祉に関心を持ったきっかけを振り返りながら作文することで、人とのかかわりの中で大切にしたいこと、そうしたい理由や動機を明確化でき、福祉教育を通じて伝えたいことを議論を通してお互いに確認しました。



「いのちの大切さ」「お互いに認め合いながら生きていくことの難しさと大切さ」「生きていることの喜びや意味は何気ない普段の暮らしの中にある」「戦争（学徒動員）体験と平和の大切さ」「できる範囲でお手伝いができる」…。一人一人の“伝えたいこと”をベースに、その人だからできる福祉教育プログラムを開発・実践することが、推進員の今後の目標になっています。

3 実践ア・ラ・カルト

ここでは、いろいろテーマ、やり方、対象で行われている福祉教育をいくつか紹介します。地域にあるいろいろな福祉課題をベースに、人や経験、アイデアを活かせば、福祉教育の実践は十人十色です！

楽しく国際交流

体験！ワールドツアー

ふじみ野市社協では、市内在住のスリランカの方と料理をしたり、災害時に外国人でもわかる日本語の表現（例：高台に避難⇒高い所に逃げて）を考える交流体験を実施。互いに理解する大切さを学びました。



ふるさとへの思いを育む

ホタル復活プロジェクト

鴻巣市立常光小学校では、ホタル再生のため、水路掃除など環境整備を実施。子どもたちが地域のことを考えて行動する体験を通して、地域福祉を支える将来の担い手になることを期待します。



教員に伝えたい

アタック45

羽生市社協では、教員を対象に災害時救助訓練と、杖と仲間の声だけを頼りに暗闇を歩く体験を各45分間実施。非常時の声かけ、協力を通して、普段から子どもに声をかけることの大切さを教員に伝えました。



よさこいでみんなを元気に

よさこい鳴子踊り

川越市立高階中学校では、「桜踊華」という有志チームがよさこい踊りを通じて施設や福祉まつり等でボランティア活動を実施。ボランティア活動のやりがいを感じながら、元気と笑顔を届けています。



平和、いのちの大切さを伝える 戦争体験を語る会

「今語らなければ伝えられない！」ふじみ野市内の一人暮らし老人の会では、年1回、地域住民・子どもに戦争体験を語る場を設け、戦争を知らない世代に、戦争の悲惨さ、いのちの大切さを伝えています。



地域や伝統に关心を寄せてほしい 史跡めぐり

上尾市内の小学校では、学校応援団を中心となり、学校近くにある神社やお堂などの史跡を巡る体験を実施。通学路に文化財があることを知って子どもたちもビックリ！地域への关心も膨らみます。



地域で防災、減災 避難所宿泊体験

鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会では、小学校の体育館を借りて、避難所宿泊体験を1泊2日で実施。子ども、高齢者、障害のある方などが参加し、救命救急活動や炊き出しを行った他、電気や水のない避難所での宿泊を通して、いざという時の住民同士の助け合いについて学びました。



災害ボランティア 災害ボランティアバス

日本旅行埼玉支店では、高校生を対象に東日本大震災の災害ボランティアバスを実施。泥のかき出し等を行うだけでなく、現地の人から避難生活について話を聞いたりしました。参加した高校生は活動をきっかけに、その後も被災地にマフラーを届けるなど、自主的な支援を続けています。



4 NEXT STAGE！ 推進員活動 拡がりマップ

ボランティア、社協職員、学校の先生、障害のある当事者の方…。推進員になった方は、いろいろな場面で、いろいろな形で福祉マインドを伝え、地域づくりに貢献するとともに、福祉活動の協力者養成や個別支援にも協力するなど、幅広く活躍しています。





※ここで紹介しているのは活動の一例です。推進員の立場での活動でない場合もありますが、推進員養成研修で得たノウハウを県内の福祉に活かしていただいているます。
あなたなら、どのような場面で、どのような活動をしたいですか？

5 福祉教育テキスト

～平成21年度埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修資料より～

平成21年度埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修資料より

これまでの福祉教育の実践について

平成21年埼玉県福祉教育・ボランティア学習
推進員養成研修

2009.7.29

十文字学園女子大学
佐藤 陽

1

福祉教育とは

1人ひとりの“いのち”を大切にすることを基本として、問題を抱える子どもや心身に不自由があるお年寄りや障害のある人を社会から排除しないで、共に生きていくことを考え、福祉理解と関心を深めその実現のために、共に手をたずさえて生きていく力、福祉問題を解決していく力を身につけ、人間として成長し、自らの日常生活とつなげ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組めるよう進めていくことが福祉教育実践の大切な視点。

4

なぜ福祉教育って必要なの？

- 地域の中で暮らしたい…
ゴミだに困っている障害のある人
- 当たり前の地域の一員として暮らしたい…
普通にあいさつ出来るようになりたい!
- 偏見の目で見ないでほしい、分かってほしい…
家族が事故で性格が変わってしまった
- 自分なんて、もうどうでもいいや…
社会や家族の関係の変化が子どもたちに影響し、リストカットや薬物依存、少年犯罪等の問題

2

社会福祉教育とは

(現代社会福祉事典より)

広義

- 1)学校教育における児童・生徒に対する活動
- 2)社会教育などにおいて一般住民を対象として行われる活動
- 3)大学などの専門教育機関による社会福祉関係職員養成のための活動

5

人は生きていくなかで、さまざまな課題に出会う。その課題を、自分で(自助)、周りの人々と共に(共助)、専門の力を活かし(公助)、協働するなかで、新たな創造をもたらし、いろいろなかたちで課題を乗り越えていく「生きる力」を身につけることが大切。

3

狭義

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するために、社会福祉行政や社会福祉協議会、あるいは学校教育、社会教育の分野で広報媒体や福祉に関する学級、講座、あるいは体験学習、交流などの方法を利用して行われる教育活動をいう。

6

福祉教育とは何か－歴史的経緯－

①福祉教育萌芽期1947～

- 1947年 子供民生委員制度 徳島から全国へ
○子守り、地域清掃、募金活動など
1947年 共同募金会の活動教材や作文コンクール
1949年 大阪市民生局「明るい市民生活へ
-社会事業の話」社会科の副読本として刊行。
新教科 社会科→「青少年に社会生活を理解させ、
その進展に力を致す態度や能力を養成すること」

7

④福祉教育推進期1990～

- 1993年 厚生省告示「国民の社会福祉に関する
活動への参加促進を図るための措置に
関する基本的な指針」
1993年 中央社会福祉審議会「ボランティア活動
の中長期的な振興方策について」

10

1967年 神奈川県社会福祉研究普及校制度

指定期間2年間県から活動費補助を受け、学校の実情に
即した福祉活動を展開し、1977年の全国展開へ波及する。

②福祉教育普及啓発期1970～

- 1971年 福祉教育研究委員会
1977年 厚生省・全社協「学童・生徒のボランティア活動普及事業」

③福祉教育概念形成期1980～

- 1983年 福祉教育研究委員会、福祉教育セミナー

8

1993年「国民の社会福祉に関する活動への 参加の促進を図るための措置に関する基本 的な指針」

「福祉教育・学習」が重要と位置付けている。
「福祉活動への理解を図るため、幼少期から
福祉活動の体験を通して、福祉マインド
や社会連帯の意識を育むことが重要であり、
またそのような体験は児童の健全育成
に極めて有効である。このため、児童・生
徒に対するボランティア活動についての普
及啓発、社会福祉施設への訪問、体験宿
泊活動等を一層推進する」

11

福祉教育の概念

全国社会福祉協議会福祉教育研究委員会
(1983年)

憲法13条、25条に規定された人権を前提にして成り立つ
平和と民主主義社会を作り上げるために、歴史的にも、
社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として
学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉
制度、活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成を
図りつつ社会福祉サービスを受給している人々を、社会
から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊か
に生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に
つけることを目的に行なわれる意図的な活動。

9

「ボランティア活動の中長期的な振興方 策について」意見具申

「福祉教育・学習」が重要と位置付けている。
「21世紀を担う若い世代のボランティア活
動に対する理解を深め、その参加を促す
ためにも、幅広く社会福祉施設等の積極
的な協力を得て、この事業を、体験学習を
中心に更に制度的に展開していかなければ
ならない」

12

⑤福祉教育本格的推進期2000～
2000年 社会福祉法の制定
 第3条「利用者の尊厳保持」
 第4条「地域福祉の推進」
2001年 学校教育法及び社会教育法の一部を改正する
法律 「ボランティア活動等社会奉仕体験活動、
自然体験活動等の体験活動の促進」
2002年 総合的学習の時間創設 横断的・総合的な学び
を進めるとし、「福祉・健康」が例示された。 **13**

地域福祉を推進する福祉教育の考え方 「社協における福祉教育推進検討委員会報告書」 より（2005年）

地域福祉を推進するための福祉教育とは、
平和と人権を基盤にした市民社会の担い手
として、社会福祉について協同で学びあい、
地域における共生の文化を創造する総合的
な活動である。

16

社会福祉法 第4条「地域福祉の推進」

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営
する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、
相互に協力し、福祉サービスを必要とする地
域住民が地域社会を構成する一員として日常
生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる
分野の活動に参加する機会が与えられるよう
に、地域福祉の推進に努めなければならない。
14

福祉教育が求められる背景

- 1.子どもを取り巻く様々な課題
 - いじめ、不登校、ひきこもり、薬物など
 - 子育て不安などストレスを抱える親、教師の問題など

↓
子どもたちが心豊かに成長できるように
- 教育改革
学校完全週5日制 総合的な学習の時間
学校教育法・社会教育法一部改正

17

社会福祉法第4条は、「福祉サービスを必要
する地域住民」福祉対象者として外在化せ
ず、「地域社会を構成する一員」として内在
化している。それは福祉教育概念と重なる。

15

教育改革
1996年 中央教育審議会「生きる力」
 新たな学習指導要領に「総合的な学習の
 時間」
=1998年新学習指導要領改訂
 国際理解、情報、環境、健康・福祉

知育から德育へ

18

- 1997年 「高齢社会に対応する教育のあり方」
他人を思いやる気持ちなど豊かな人間性を育む子どもと
高齢者とのふれあい=高齢社会対策として福祉教育が必要とされてきた。
- 1998年 教育職員免許特例法「介護等体験の義務化」
=(現場からの声)施設利用者への配慮がない(利用者は
道具ではない)「話せる人がいいから、特養の人ではなく
デイの人にしてください」
- 社会福祉法第3条「個人の尊厳保持、自立生活支援」 **19**

- 2.新たな社会福祉の課題**
- 社会構造の変化に伴う、格差社会による新たな貧困問題
 - 措置制度から利用制度へ⇒自己選択、自己決定、自己責任
 - 住民自らが参画して地域の福祉をデザインする⇒地域福祉計画の策定と進行管理
- ↓
- 住民が共に支え合う地域福祉を推進していくために
⇒ソーシャル・インクルージョン
- 22**

- 2000年 教育改革国民会議報告
介護体験等の「奉仕の義務化」=ミーティズムでは
ない、公共性を理解出来る人間に。
- 2001年 21世紀教育新生プラン 「多様な奉仕・体験活動で心豊か
な日本人を育む」
- 2002年 ボランティア活動評価が本格化(進学・就職にポイント)
=実質の義務化
体験活動支援センターが全国、各市町村に設置準備
「総合的な学習の時間」=地域社会との連携により、
学校内外のかかわりが生まれる。 **20**

- 2002年 「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方法等
について」中央教育審議会答申
奉仕活動・体験活動を通じて、初等中等教育段
階における奉仕活動・体験活動の推進、大学
等におけるボランティアに関する講座や科目等
の開設。
- 2007年 東京都設定教科・科目「奉仕」～奉仕体験活動
の必修化に向けて～ **21**

平成21年度埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修資料より

現在の福祉教育の課題と その実践方策について

平成21年埼玉県福祉教育・ボランティア学習
推進員養成研修
2009.7.29
十文字学園女子大学
佐藤 陽

1

②福祉活動に関わる人自らが地域の福祉 人材の育成支援

地域活動実践者、福祉サービス利用者が
「福祉教育実践学習の支援者」となり、子
どもたちが福祉理解と地域福祉活動へ参
加するよう促進する。

4

福祉教育の今日的動向

- ①学校と地域社会ですすめる福祉教育
⇒募金活動、施設訪問、招待行事、介助体験、
福祉講話だけではなく、地域の人たちと取り
組む実践が求められる
- ②生活の場である地域を基盤とする福祉教育
→子どもだけでなく住民の生涯学習として

2

③福祉サービスを必要とする人への情報提 供と学習の機会

福祉サービスの担い手としての住民が、
福祉サービス利用者の在宅生活支援体制
づくりに取り組む。
⇒ふれあいいきいきサロンなど集う場を提供
する。住民参加型福祉サービスの拡充。
地区社協活動への位置付けなど。

5

これから求められる地域福祉の推進のための 福祉教育実践

- ①地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定への
参画
社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」の
策定が示され、ボランティアや福祉活動をしてい
る住民が参画し、福祉理解と地域福祉活動への
住民の参加を促進する。
⇒地域の生活課題に気づき、その解決方法を考え
ていくプロセスは、住民自らが主体的に地域福
祉活動に関わる機会となる。

3

④地域福祉活動に関わる団体・機関とのつながり を活かして「協働」の仕組みをつくる

1人ひとりが安心して暮らせるように地域をより豊
かにしていくためには、1人あるいは一部の団体
や機関だけでは無理。
いろいろな役割を持つ様々な立場の人や団体や
機関が、共通する目的に向かい共に取り組んで
いくことが大切。普段の中で、つながりをつくる。

6

福祉教育を推進するプラットフォーム

人材や団体、施設をはじめ、さまざまな社会資源がつながり、福祉教育を推進する実践的な取り組みを、共通の基盤をつくり、地域で進めていくための仕組みづくり。

7

共に豊かに生きる社会の実現をめざして はじめの一歩を踏みだす！！

これからの福祉教育は、福祉について体験的に学ぶことから、「共に生きる」姿勢を認知するだけでなく、本当の理解として、自らの生活から暮らしを見つめ、さまざまな福祉課題に気づき、その解決方法を考え、解決に向けて、さまざまな立場の人と共に豊かに生きていかれるように「実践していく力」を身につけていくことが問われる。

10

⑤完全学校週5日制、「総合的な学習の時間」に伴う学校内外における取り組み
福祉体験学習プログラムを学校と地域の様々な団体や機関が共同して開発し、子どもたちが地域の中でいろいろな人たちと共に生きているということを実感しながら学ぶ機会をつくる。

8

体験的な学習が大切

1994年 全国社会福祉協議会
ボランティア体験月間を夏期休暇期間を中心に、宿泊だけではない、単発で、学習者が自由に選び、参加しやすい条件を整えたさまざまな体験プログラムが推進されるようになる。
⇒ボランティア活動という地域社会における実践の中で学べていたことが、体験プログラムというパッケージ化された「場」で学ぶことに変換されてきたともいえる。

11

地域福祉を推進していく住民の主体形成を意図的に図る営みとして福祉教育は必要
こうした取り組みから、地域福祉を推進する環境を醸成していく。⇒福祉の日常化へ

9

1998年 「広がれボランティアの輪」連絡会議
「子どもがかわる、学校がかわる、地域がかわる～子どもたちの豊かなボランティア体験学習・活動のための提言」
体験学習を通して、様々な価値観に出会い、お互いの違いを認め合い、自分とともに他者を大切にすることと、社会的な問題・課題に気づくことを身につけてほしい。

12

福祉教育において大切にすること

- 自他の関係性について認識する
(互いの違いを認める)
- 社会に関心を持つ
(そうぞう{想像・創造}力を豊かに)
- 人間形成を図る
(共に豊かに生きていく相互努力をする)
→自ら実践できる力を身につける

13

3. 人間らしく豊かに生きていくことを阻まれていないか見抜く力を培う

自分を客観的に評価する能力を身につける。自分がかかえている問題は何か、こうした客観化する資質を養い、他者のかかえる福祉問題についてともに考える姿勢を育む。
問題を抱えている人は、その問題に気づいていないことが多い。
⇒「気づく」力を身につける

16

1. 一人ひとりの“いのち”はかけがえのないもの

人にレッテルをはらず、ありのままの人として受けとめるようとする姿勢を育むことが必要。こうした姿勢を育むためには、自分自身の“いのち”が大切にされているか、つまり自分の尊厳を守ることから考える。

14

4. 日常生活とのつながりを忘れない ～形式的な体験学習ではなく、いかに日常生活とつなげていくかが大切～

擬似体験も活用次第で有効だが、「怖かった」「障害がなくてよかった」では「他人事(ひとごと)」でしかない。生活する視点から、自分と福祉サービスを必要とする人とつながりを体感し、学べるような配慮が必要とされる。

⇒障害の困難な一面を切り取る体験では不十分

17

2. 自分を大切に思うように、自分ではない他者を大切に思う～関係性

「他人のために～する」だけの視点では、他人事にとどまり、自分との関係性を結べない。=協力校実践では良い子を演じるが、クラスの障害児をいじめる。いかに他人事にせず、自分自身につなげられるかを配慮する。=自分の尊厳を守るとともに相手の尊厳を守ることを大切にする。⇒福祉サービスを利用している人を配慮

15

○社会福祉問題について自分自身の生活とつながるよう配慮する。=障害のある人が外出できず家でテレビだけみている。⇒自分は友だちと遊びにいかれるし、他にも何かしようと思えば出来る。⇒一緒に遊びに行こう

⇒日常生活につながるようにすることが大切

18

福祉教育プログラム展開視点

■ 学習プログラムの展開方法

事前学習⇒実践準備⇒プログラム実施⇒考察

19

地域を基盤とする福祉教育実践

- なるべく具体的な社会福祉課題の解決に向けたプログラムを考える。⇒社会福祉問題の発見、理解、解決への循環課程
- 社会福祉問題について自分自身の生活とつながるよう配慮する。
=障害のある人が外出できず家でテレビだけみている。⇒自分は友だちと遊びにいられるし、他にも何かしようと思えば出来る。
⇒一緒に遊びに行こう
- 少し努力するところで解决できるような課題がよい=在宅のお年寄りが食事サービスを必要としている⇒生徒がペアとなり施設で作った食事を届け、声かけと見守りをする⇒高齢者は食事サービスを利用可能になり、生徒は高齢者と交流できる。
⇒社会福祉問題に直接かかわり、そのことを学習する時間を作る

22

事前学習(認知する)

取り組む課題の明確化(少しの努力で可能なもの)、
学習者が自発的に取り組めるよう支援(動機付けが
大切)し、取り組む姿勢を支持

⇒実践準備(意識する)

課題を解決するために必要なこと(課題にかかわる
人と関係団体とのつながり、支援体制をつくる)

20

課題解決型体験学習の展開方法視点

人間らしく生きていくことを阻むものとしての「社会的な課題に気づき」その
「解決に取り組む」ように心がける

自分の生活周辺チェック(日常生活)気になる人、もの

⇒社会資源等の把握、地域福祉課題の実態把握、地域社会の特性理解を
することが大切

課題の発見 ⇒ 課題理解と解決方法を考える ⇒ 実施 ⇒ 考察 (ふりかえり)
(気づき) (体験学習プログラムづくり) (プログラム)

実践から新たな試みへつなぐ

実践へつなぐ

循環型の学習展開

23

⇒プログラム実施(認識する)

少しの努力を働きかけ、意識的に声かけをして、達成感を大切にする、適宜情報提供を行ない、共有の場を作る。

⇒考察(理解する)

ふりかえりを大切にし、「気づき」を促進する。
⇒次なる課題に目をむけ、新たな事前学習へ循環してい

21

推進員の役割

- 暮らしから見える地域の福祉課題に気づく
- ⇒福祉ニーズ(学習の素材であり、解決すべき課題)
- 学校の仕組み、地域にあるさまざまな社会資源を知る
- ⇒それぞれの機関・団体にいるキーパーソン
(相談に応じ協力してくれる人)を見つける

24

- 学校、地域、家庭の「つなぎ手」として
⇒児童・生徒を福祉サービス利用者、地域、
様々な社会資源とつなぐとともに関係を調整する
- ⇒推進員同士の協力だけでなく、社協の協力が欠かせない(推進体制づくり)
- 推進員の主たる活動、地域実践との関わりを活かす。

25

ふりかえりの大切さ

- 体験学習は「気づき」の学習
- 「ふりかえり」は「プロセスタイム」つまり「体験の過程をたどることによって、さまざまのことを見たり、気づいたりする」

28

- 学習目的を明確にして、関係者間で共有する
⇒それぞれの立場の意見を話し合い、そのなかで取り組み視点を設定する。
- 児童・生徒に共感的応答をし、目的達成に向けて支援する(学習の促進)。
- 関わる福祉サービス利用者の代弁を行う。
- 学習経験を日常につなげられるよう意識してかかる。
⇒ボランティア、地域福祉活動へ

26

- 「ふりかえり」の時間は事前に知らせ、学習者が、学習の流れの中で重要な部分であることを意識化する
- 自分の体験したことを明らかにするため、「ふりかえり」を個人で用紙に記入する⇒体験したことについてデータとして言語化

29

- 関心をもちやすいように、具体性のあるプログラムづくりを心がける。
- 学習者が共に企画から参加できるものがよい。
⇒学習への主体的参加と自発的参加できるようにする(学習者の関心事を理解)
- 体験とふりかえりはセット(ふりかえりを丁寧に行う)
⇒記録や感想だけでなく、体験について話し合ったり、体験を伝える機会を作ることで達成感が得られる。
- 学習者の理解にあわせる
⇒少しの努力を働きかける

27

- ふりかえりについて用紙にかいたら、同じ体験をした仲間と「わかちあい」をする
⇒話し合うことで、一人ひとりが気づかなかつた個人や集団の動きが明らかになり、同じ体験をしても考え方方が違い、自分の理解の仕方と異なる他者の理解をすることから、自分の体験の幅を広げ、成長につなげる

30

プログラム開発と運営の視点

(特に福祉サービスを必要としている人の参画を)

①障害という概念のとらえ方

障害がある不自由さ、大変さを強調し、「怖かった」など否定的感情を伝えることに終始して、こうした毎日を過ごしている障害者を助けてあげよう、という救貧的な福祉感覚を助長させないように配慮する。そのためには、専門職、ボランティアする側からだけではなく、福祉サービスを必要とする人自身に参画してもらい、企画運営段階から互いを知り、理解しあう過程を経ることからプログラムを創ることが大切。

31

②具体的な生活課題(障害によって阻まれていること)を視点に

障害による出来ないこと探しではなく、生活を豊かに過ごすためにはどんなかかわりがあれば問題解決出来るか、福祉サービスを必要とする人とふれあい、互いに知り合えるよう配慮し、そうぞう(想像/創造)力を豊かに考える視点を大切にする。

○福祉体験で知的障害のある人とかかわり、報告会でその保護者と話し合う⇒「普通のあいさつをしてほしい」と涙をためて話す母親⇒自分たちで出来ることは何か。

32

6 參考資料

【資料1】 埼玉県社協における福祉教育事業の展開

年度	内 容
1972年	第一回ボランティア教室開催
1975年	高校生ワークキャンプ実施
1977年	埼玉県社会福祉協力校指定事業開始
1987年	<p>報告書「共に生きる力をみんなで育てていくために ～学校における福祉教育10年の成果と今後の方向」作成 (埼玉県社協・福祉教育研究委員会)</p> <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程における福祉教育の位置づけ、協力校の活動の推進に関する研究 ・学校外の機関・団体（社会福祉施設、公民館、老人クラブなど）との協力関係の構築による福祉教育の地域化 <p>社協に求められる役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報提供（福祉の制度・施策・現状、福祉課題、ボランティア活動等） ② 他の福祉機関との連絡調整（市町村、教育委員会、社会福祉施設等） ③ 福祉教育資料の提供、講師の派遣 ④ 援助活動（協力校の決定と金銭的援助、協議会・研究会の主催及び後援等）
1989年	<p>報告書「共に生きる力をみんなで育てていくために ～地域における福祉教育の展開」作成 (埼玉県社協・福祉教育研究委員会)</p> <p>提案</p> <p>福祉教育効果を意図した社協、社会福祉施設、公民館の事業展開</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社協：各種事業（ワークキャンプ、講座、在宅福祉、ボランティア等）における住民参加・学習機会の拡大、他機関・団体との連携等 ② 社会福祉施設：施設機能の地域開放による地域資源の活用、住民参加の拡大等 ③ 公民館：サークル活動や講座の出前、公民館での福祉活動の推進等による住民参加・学習機会の拡大
1995年	彩の国ボランティア体験プログラム事業開始
1998年	<p>報告書「地域における福祉教育の展開～埼玉の20年」作成 (福祉教育・ボランティア学習研究会)</p> <p>提言</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県福祉教育推進協議会の設立 ② 県福祉教育推進計画の策定 ③ 福祉教育アドバイザー制度の創設 ④ 福祉教育に関する情報のシステム化 ⑤ 福祉教育モデル事業の実施 ⑥ 県福祉教育実践研究集会の開催 ⑦ 福祉教育研究会の設置 ⑧ 福祉教育における当事者参加のシステム（協働実践）の創造 ⑨ 「これからの福祉教育の方向性」の共通理解を図る

年度	内 容
2000年	福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修開始 福祉教育・ボランティア学習関係機関連絡会議開始
2004年	<p>福祉教育・ボランティア学習関連事業検討委員会検討結果報告</p> <p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村福祉教育・ボランティア学習研修の任意化による地域に応じた事業展開 ・推進員養成研修への受講者推薦団体の拡大 ・福祉教育の研究（地域展開のための「協同実践」方法や評価方法の開発等） ・地域福祉推進型の福祉教育モデル事業の実施
2006年	福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修に「地域福祉推進コース」を設置
2011年	福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修休止 福祉教育等実践強化検討会議



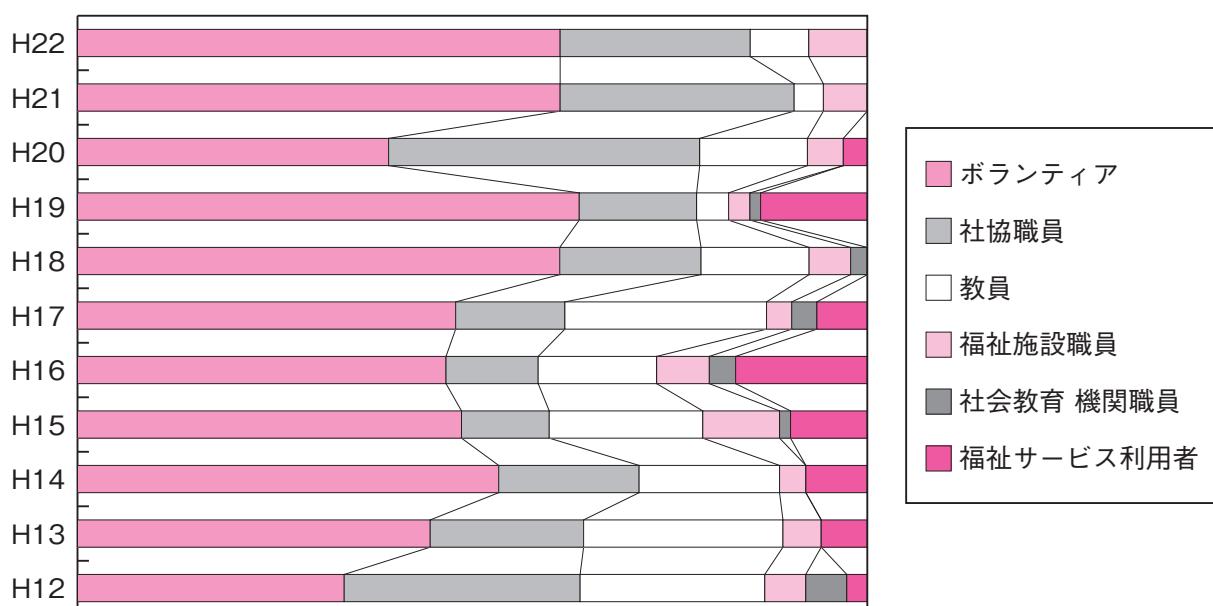
【資料2】埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員について

埼玉県社会福祉協議会では、地域において福祉教育の推進役となる人材を育成するために「埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員（以下「推進員」）養成研修」を平成12年～22年にかけて実施してきました。これまでに認定した推進員は837名。推進員は主に下記のような取り組みをしています。

- ① 学校の「総合的な学習の時間」を中心に、子どもに対する福祉教育の支援
- ② 市町村社会福祉協議会が行う、福祉教育研修やボランティア講座などの企画、講師、運営等を担い、市町村社会福祉協議会事業の充実を図る
- ③ 自身が所属する組織（学校、ボランティアグループ、社会福祉協議会、施設など）で、福祉教育推進のリーダーとなる
- ④ 近隣住民に対するアドバイザーとして、福祉教育の普及、啓発を図る
- ⑤ 関係機関が連携をする際の核となる
- ⑥ より豊かな福祉教育プログラムを開発する

「埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員」認定状況

所 属	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
ボランティア	26	46	48	35	28	45	58	47	26	33	36	428
社協職員	23	20	16	8	7	13	17	11	26	16	10	167
教員	18	26	16	14	9	24	13	3	9	2	3	137
福祉施設職員	4	5	3	7	4	3	5	2	3	3	3	42
社会教育機関	4	0	0	1	2	3	2	1	0	0	0	13
福祉サービス利用者	2	6	7	7	10	6	0	10	2	0	0	50
認定者小計	77	103	90	72	60	94	95	74	66	54	52	837





社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

迅速で丁寧、
かつ適正な
お支払い!!

社会福祉施設の事故・紛争

円満解決のために

プラン 1 施設業務のための補償

① 基本補償

▶ 補償金額

賠償事故に 対応	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
	対人賠償(1名・1事故) 2億円~10億円	2億円~10億円
	対物賠償(1事故) 2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中) 200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中) 20万円	20万円
	人格権侵害(期間中) 1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中) 1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中) 500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき) 死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金	死亡(重度後遺障害) 100万円(8~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

● 基本補償(A型)

保険期間 1年 級別 A組

定員	基本補償(A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

● 見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料	+
-----------------	---

【見舞費用加算】
定員1名あたり 入所: 1,400円 通所: 1,500円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が万一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン 2 施設利用者のための補償

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

▶ 補償金額

(10口まで加入できます)

	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円~16,000円~32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

▶ 年額保険料(掛金)

保険期間 1年 級別 A組

定員1人1口あたり
入所型施設利用者 1,410円
通所型施設利用者 960円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、2-①、②の普通傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

① 施設の労災上乗せ補償 ② 施設職員の傷害事故補償 ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。



社会福祉法人

全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(引受け保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (S110-11484, 2011/2/9)

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「勤務組合保険」)です。

全国170万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK

天災タイプでは
地震・噴火・津波による
ケガもOK

年間
保険料

Aプラン … 280円

Bプラン … 420円

天災タイプもあります



*各プランの補償金額、補償内容
などの詳細は、専用のパンフレット
をご用意しておりますので、取扱
代理店にお問合せください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス
(公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガ
を補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

「福祉教育実践のヒント」

〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部地域連携課

電話:048-822-1192 FAX:048-822-1449

この冊子は、共同募金の配分金を受けて発行しています。

